



奈総法第319号

令和4年3月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 塚 本 勝 様  
同 森 岡 弘 之 様

奈良市長 仲 川 元 庸



包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。



平成29年度包括外部監査「観光行政に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

#### 第4 個別事業に係る監査の結果及び意見

##### 【7】柳生の里観光施設運営管理経費

#### 2. 監査の結果及び意見

##### ② 監査の結果

##### (1) 指定管理料の執行について

##### i) 指定管理業務に係る領収書等を保管するよう指導すべき

(観光戦略課)

##### 【監査結果】

監査人が平成28年度の旧柳生藩家老屋敷と旧柳生藩陣屋跡の指定管理料に係る収支報告書を閲覧したところ、平成29年3月の人件費支出が、他の月の2倍以上に急増していた。(表省略)

市によると、指定管理者は柳生の里観光施設の管理運営に協力して頂いた地域のボランティアらに対して支払った1年分の謝礼金を人件費に計上しており、その結果3月の人件費支出が他の月の2倍以上になったとのことだった。しかし、そのうちの一部謝礼金の支払については領収書を徴収していないとのことであった。

指定管理者は指定管理事業の運営に要した経費の支払事実を証明する書類を保管すべきであり(柳生の里観光施設の管理に関する基本協定書第12条)、市は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。また、市は収支状況が正確に報告されていることを確かめるため、今後は領収書と会計帳簿との照合などによるチェックを行うべきである。

##### 【措置の内容】

平成29年度の指導以来、現地を訪問し、領収書と会計帳簿との照合等の確認を行っています。